

一 般 質 問

令和8年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 関野 達夫	持続可能な町になるためには
2	9番 加藤 久美	公有財産の適正運用について問う
3	7番 多田 勲	戸村町長の町政総括を問う
4	5番 相原 晃一	富士山噴火を見据えた火山防災対策は
5	2番 武井 一紀	有害鳥獣と危険生物の対策は
6	10番 尾尻 孝和	中井町水道事業の現状とこれから
7	1番 曾我 尚人	林野火災警報・注意報の運用を問う

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<https://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

## 1 持続可能な町になるためには 3番 関野 達夫

2024年4月、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、人口戦略シンポジウムを開催し、全国の市区町村のうち4割超にあたる744自治体が「消滅する可能性がある」との報告を発表しました。これは、20～39歳の女性人口が2050年までの間で50%以上減少する市区町村を「消滅可能性自治体」と定義付けしたもので、中井町もその一つに含まれました。

これまで国は、「異次元の少子化対策」や「地方創生2.0基本構想」など人口減少を正面から受け止めた対策を進めてきましたが、効果は限定的であると思われます。

人口減少対策には、事実即した冷静かつ客観的な議論を行い、中長期的視点から粘り強く取り組んでいくことが重要とされています。

そこで次の点について伺います。

- 1 持続可能なまちづくりに向けた、中村下地区における地域コミュニティ対策は。
- 2 生涯学習や地域活動と向き合う人材育成の状況は。
- 3 雇用の場の創出など持続可能な町としての経済対策は。
- 4 持続可能で発展していき、住み続けたい町になるためには。

### 【町長答】

議員ご指摘のとおり、令和6年4月に民間有識者による「人口戦略会議」において、本町が「消滅可能性自治体」に分類されたところです。このような状況も踏まえ、本町としては町民の皆様にご不安を与えることなく、人口減少の課題に臆することなく取り組んでいく決意のもと、本年度を初年度とする第七次中井町総合計画において、町民のウェルビーイングの実現を最上位の目標に掲げ、町民の幸福実感を高めていくことを持続可能なまちづくりの基盤として位置づけているところであります。

それでは、順次ご質問に回答させていただきます。

まず1点目につきまして、中村下地区においても高齢化や人口減少に伴い、地域活動の担い手の不足が懸念される中、地域コミュニティの維持・活性化は重要な課題と認識しております。町では、自治会加入促進ハンドブックの作成やSNS等を活用した加入促進の取組を進めているところでございます。また中村下地区では、誘致に努めた商業施設の建設が進んでおり、パンや雑貨のお店、飲食店などの開店により新たな人の流れが生まれてきております。祭礼調査も行う中、エリアとしての魅力の向上も図っているところであり、地域の実情に応じた対策のあり方、総合的なマネジメントに引き続き取り組んでまいります。

2点目につきましては、持続可能なまちづくりの根幹は、やはり人材にあると考えております。町では、まちづくり活動支援補助金制度やまちづくりパートナー制度の活用により、地域人材の発掘・育成を支援しております。また、町の生涯学習を充実、発展させていくために専門的な能力と知見を有した生涯学習参与を設置し、各種事業に取り組んでいるところであります。多様な世代が学び、地域活動に参画できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

3点目につきましては、地域経済の活性化と雇用の場の確保は、町民の暮らしに直結する重要な課題と認識しております。現在、インターチェンジ周辺の土地区画整理事業及び土地改良事業において、組合と連携しながら計画的な土地利用と企業誘致を進めているところでございます。また、グリーンテクなかい内の未利用地につきましては、その一部に新たな進出企業が決定しており、今後の雇用創出に期待を寄せているところでございます。引き続き、既存企業との連携強化と併せ、町内への進出を検討される事業者との関係構築に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

最後に4点目につきましては、第七次総合計画において「よく暮らす」「よく働く」「よく学ぶ」「よい心身」「よい繋がり」「よい行政」の6つの方向性を定め、町民の幸福度をエビデンスに基づき施策に反映する仕組みを構築しております。「近き者説き遠き者来る」、まず住民の暮らしの充実と幸福を第一とし、着実に課題に取り組んでいくことが、持続可能なまちの実現につながるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**2 公有財産の適正運用について問う 9番 加藤 久美**

地域集会施設として活用されていた中村下会館は、生涯学習施設建設計画に伴い廃止・解体されましたが、現在も更地のまま活用がされず、地域コミュニティの機能が失われてから2年以上が経過しました。

また、中央公園内のなかい里都まちC A F Eを含む「里都まち交流拠点」は、町が整備した施設を民間事業者が管理運営し、地域サロン活動や交流拠点として一定の利用実績があります。一方、家賃が月額1万円と、極めて低廉であり、維持管理費や光熱水費等の運営に必要な経費の多くを町が負担しています。

地方自治法における公有財産の適正管理及び公平性・公益性の観点から、公有財産の廃止、貸付及び公費負担の妥当性が、住民利益と結びついているのか、その考え方を伺うとともに、今後の具体的な運用方針について伺います。

**【町長答】**

議員ご指摘のとおり、公有財産の適正な管理運営は自治体にとって重要な課題であり、地方自治法に基づく公平性・公益性の観点から、住民利益との関係を慎重に判断する必要があると考えております。

中村下会館につきましては、中井町公共施設長寿命化計画において、構造躯体の劣化状況や施設利用の実態・ニーズ、利用団体の代替施設配慮等を勘案した長寿命化の考え方を整理しており、長寿命化は行わず、現状の措置を行ったところであります。

なお、当会館跡地は、現在、土地を処分する考えはなく、新たな生涯学習施設の建設の検討を踏まえて、どのようなあり方が望まれるのか方向性を検討していくこととしており、人ありき、活動ありきの利活用に向けて努めてまいります。

「里都まち交流拠点」につきましては、町が整備した施設を民間事業者が管理運営する公設民営方式を採用しておりますが、地域サロン活動や交流拠点としての利用、広報なかい・観光パンフレットの配架等の町の情報発信、里都まちブランドの販売など、多方面において公益性の高いサービスを担っていることから、施設使用料を低廉な設定とさせていただいております。

また、収益性においては、曜日や気象リスクによる集客数のバラツキが多く、大変厳しい運営状況であることから、事業者との意見交換により議会からの申し入れも踏まえ光熱水費等の費用を町が負担させていただいている状況であり、公有財産の適正な活用と公費負担の妥当性について検証を行いながら、管理運営事業者が自走できるよう取り組んでまいります。

町が保有する行政の財産は、住民の福祉を増進するものとして状況や目的に合わせ管理・運営を行う必要があるところであります。中長期の見通しを踏まえながら、公共施設等管理計画等に基づく公共施設の適正化を図り、適切な資産・財産の管理を行ってまいります。

### 3 戸村町長の町政総括を問う 7番 多田 勲

3月議会では、町の将来像である「里都まちで『よく生きる』」の実現に向けた各種施策及び予算が示されました。これらの施策には、今後の中井町の方向性や町長の町政運営に対する考え方が反映されています。また、本年10月には町長選挙が予定されており、現在進めている施策の実効性や継続性、さらには将来を見据えた責任ある町政運営が重要な時期を迎えています。

こうした中、戸村町長就任以降の町政運営について、公約の達成状況や重点施策の成果を確認するとともに、未達成課題に対する認識と今後の対応について伺います。また、人口減少や地域活性化、防災対策、生涯学習施設をはじめとする公共施設整備など、本町を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、今後重点的に取り組む施策や町政運営の方向性を伺います。

- 1 4年間の町政運営において重視してきた考え方と基本姿勢は何か。
- 2 4年前の選挙公約の達成状況と課題をどのように認識しているか。
- 3 今後を見据えた財政運営と財源確保についてどのように考えているか。
- 4 持続可能な行政運営に向けた職場環境づくりと組織づくりは。

#### 【町長答】

私は令和4年11月の就任以来、「応える町政で中井が変わる」を掲げ、まちづくり3つの約束のもと、町民の皆様の声に迅速・正確・親身にお応えすることを町政運営の基本に据えてまいりました。また、本年度からは第7次中井町総合計画をスタートさせ、誰もが自分らしく満たされた生活を送れる「まち」、住んでよかったと実感できる笑顔あふれる中井町を実現するために、全力で町政運営を進めているところです。

まず1点目につきましては、私は「ひとだすけはまちづくり、暮らす人の幸福が一番」を第一の使命として掲げ、政策はお一人おひとりの抱える課題の集積から生まれるとの考えのもと、町民の皆様との対話を町政運営の基軸に据えてまいりました。食と農が身近で豊かな本町の特徴を活かした持続可能なまちづくりの推進、そして公僕として最小の経費で多様な効果を目指す行財政運営、この3つの約束を一貫して守り抜く姿勢で臨んできたところです。

2点目につきましては、公約に掲げた約70項目につきましては、緊急性や優先度に応じて区分けし、国や県の施策や制度の動向も踏まえながら順次取り組んでまいりました。女性支援における宿泊型産後ケアの開始、高齢者見守りネットワークの構築、加齢性難聴への補聴器購入補助、さらにはウェルビーイング指標を活用した第七次総合計画の策定など、一定の成果を上げてまいりました。一方、生涯学習施設の整備につきましては、事業の進め方や情報提供についてご心配をおかけしたことから一旦立ち止まることとし、生涯学習施設等建設検討委員会で検証いただき、事業のあるべき姿を整理しているところです。

3点目につきましては、公共施設の更新やインフラの維持等で厳しい財政判断を迫られる状況にあることは、就任当初から認識しておるところでございます。ふるさと納税の拡充や企業誘致などによる税収増や国・県補助金の積極的な活用、事業の選択と集中による歳出の適正化を基本としつつ、中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営に努めてまいります。

4点目につきましては、20年ぶりに改定した人材育成基本方針を踏まえ、職員と一丸となって取り組んでおります。限られた人員の中で増加する行政需要に対応するため、DX推進による業務効率化、処遇改善を含めた働きやすい職場環境の整備に取り組み、町民の皆様にご喜ばれる温かく活気ある町役場の実現を目指しておるところでございます。残された任期においても、全力で取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**4 富士山噴火を見据えた火山防災対策は 5番 相原 晃一**

近年、活動火山対策特別措置法の改正や国による「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の策定、さらには本年3月の「神奈川県富士山火山広域避難指針」の策定など、富士山で大規模噴火が発生した場合の法制度や指針の整備が急速に進んでいます。また、政府の防災庁設置法案の閣議決定や、本年4月の主要メディアによる大規模特集など、火山災害への対応力強化は今や国を挙げた喫緊の課題です。

こうした一連の動向を踏まえるとき、本町においても降灰によるインフラ麻痺が、町民生活や経済活動に壊滅的な打撃を与えることが、強く懸念されます。

そこで、国や県の動向を本町の危機管理体制へ確実に反映させるとともに、大規模降灰という未曾有の災害に対し、町民の命と町の機能を守る実効性のある具体策を確立する必要性から、次の点について伺います。

- 1 発災直後の迅速な状況把握におけるドローンの活用は。
- 2 停電・断水等のライフライン途絶を想定した町の備えは。
- 3 自衛隊と自主防災会など町内防災組織との連携・協力体制は。
- 4 法改正等に伴う本町における火山災害降灰対策体制整備の取組は。

**【町長答】**

近年、富士山の大规模噴火に備えた法制度や指針の整備が急速に進んでおり、国を挙げて火山災害への対応力強化が喫緊の課題となっています。令和3年3月に発表された富士山火山防災マップにおいても溶岩流や降灰の影響は県西部において特に大きく、危機意識を持った対応が求められ、本町においても、大規模降灰によるインフラの麻痺や町民生活への影響が強く懸念されるところです。

1点目につきましては、ドローンの活用は災害発生直後の被害状況の把握や、迅速な初動対応に活用できる有効な手段と考えております。町でも昨年、民間企業と「ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関する協定」を結んでおり、災害が発生した場合は迅速な情報収集を行っていただくことになっています。しかしながら、噴火直後にドローンを飛ばすと火山灰の影響を受け、機体が故障し、墜落するリスクがあるため、降灰が落ち着いたタイミングで活用することになります。

また、小田原市消防本部もドローンを配備しておりますが、同様に火山灰の影響を受ける場合は使うことができないと伺っています。

2点目につきましては、ライフラインが一定程度維持されていれば、住民は一定期間、自宅等で生活を継続することが可能となります。このため、輸送・移動・物資供給に必要なライフラインの復旧・維持を優先的に行うことが必要です。噴火から一定期間が経過すると、備蓄だけでは生活継続が困難になる地域が生じるため、それらの地域への物資輸送を迅速に行う必要があります。

降灰による町の備えですが、停電の対応につきましては、災害情報の提供や町施設及び駐車場の利用など電力会社と連携して、電力の早期復旧に努めてまいります。また、断水につきましては、地震災害時と同様に、町民のみならず、まずは自助として飲料水の備蓄により対応をしていただき、影響が長期化する場合には、町で備蓄しているペットボトル飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽の活用、給水車による給水で対応してまいります。町民生活に欠かすことができないライフライン施設を早期に復旧させるため、関係事業者と連携して復旧対策に取り組みます。

3点目につきましては、火山の噴火に限らず、大規模災害発生時の対応力強化のため、自衛隊をはじめとする関係機関や消防団との連携体制の構築に努めております。また、中井町は溶岩流の到達が見込まれる火山災害警戒地域ではなく、降灰による影響がある地域に分類されますので、大規模噴火時は、外出自粛や屋内避難が基本的な対応となります。

健康被害や道路、建物等に及ぼす影響など正しい知識の周知に努め、災害予防に、しっかりと取り組んでまいります。また、防災組織や町民には、気象庁が発表する降灰予報などの情報を日頃から理解し、在宅避難に備えた食糧や物資の備蓄のほか、車両の使用自粛など、自らができる降灰対策の備えをしていただけるよう、しっかりと周知してまいります。

4点目につきましては、噴火災害が発生する前の予防的観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保する目的で法改正がされています。中井町も県内市町村で構成する「神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議」ワーキンググループに参画し、降灰時の避難や道路上の火山灰の徐灰方法などを検討してきましたが、具体的な大規模降灰の火山灰の処理方法の検討まで及んでいません。

引き続き、国・県及び防災機関と連携を図りながら火山防災対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

## 5 有害鳥獣と危険生物の対策は 2番 武井 一紀

町内の有害鳥獣による農作物への食害は豚熱の感染拡大により一時的に減少しましたが、再びイノシシによる被害が増加しており、営農者の収穫量や収益を大幅に低下させています。電気柵で防ぐことも限界があり、耕作地すべてを防ぐことは出来ません。箱罠やくくり罠でイノシシの捕獲効率をさらに向上させ、個体数を大幅に減少させる必要があります。

また町内は自然豊かであり、スズメバチ等、人命を脅かすような危険な生物も多く生息しており、住民が安心、安全に暮らすためにも対策が必要と考えます。

そこで次の3点を質問します。

- 1 イノシシの食害を減少させるための捕獲の強化は。
- 2 幅広い年齢層への狩猟免許取得の推進は。
- 3 身近に潜む危険生物への対策は。

### 【町長答】

議員ご指摘のとおり、令和4年度には豚熱の影響により捕獲数が53頭と激減いたしましたが、令和5年度以降増加傾向にあり、令和7年度にはイノシシ、シカの大型獣は183頭の捕獲数となっております。有害鳥獣対策は、電気柵等で農地を物理的に守る被害防除、集落周辺の草刈りや餌となる未収穫物の処理による環境整備、個体数を管理する捕獲を効果的に進め、町民の安全・安心な暮らしを確保すべく、継続的に対策を進める必要があると認識しております。

まず1点目についてですが、現在、猟友会や令和6年度、令和7年度に各1団体ずつ増となった生産組合など10団体の皆さんで、罠の設置、見廻り、捕獲を実施していただいております。必要な資機材等の要望にも、対応しているところです。引き続き、捕獲活動が効率的に取組めるよう、町といたしましても、支援していきたいと考えております。

2点目につきましては、狩猟免許取得や更新に係る費用に対して、1/2補助を実施しております。

また捕獲に携わっていただいている、生産組合の活動を広報なかいにも掲載するなど、新たな従事者の発掘にも取り組んでおります。

3点目についてですが、危険生物については、町ホームページにてマダニやスズメバチ等の対処方法などを掲載しております。また公有地については、施設を管理する各所管課にて対応しているところですが、民地内のハチの巣の除去については、町にて実施しておりませんので、現状では駆除業者の紹介のみの対応とさせていただきます。

**6 中井町水道事業の現状とこれから 10番 尾尻 孝和**

今年3月、今後10年間を対象期間とする中井町水道事業経営戦略が発表されました。

令和6年度決算では、中井町水道の1か月20立法メートルあたり家庭料金は1,485円で、全国市町村の中で12番目の安い料金です。経常収支比率138.74%は類似団体平均値103.41%を大きく上回る黒字経営です。また、料金回収率145.18%は供給原価を大きく上回る水道料金回収で、類似団体平均値81.45%のように原価を回収できていないのと対照的です。

また、「中井町水道事業経営戦略」では、令和10年に21.9%の値上げ、さらに、令和14年に15.5%値上げが必要とされ、両方合わせると、現行の水道料金から40.79%の値上げとなります。

- 1 水道水のおいしさ、水道料金の安さ、水道経営の黒字幅、そのいずれも全国トップレベルの運営がどうして実現できたと認識されているか。
- 2 今後2回の水道料金改定後の収益的収支の状況からは、令和18年にさらに15%程度の値上げが必要と読み取れるが、町の考えは。
- 3 中井町は「ウォーターPPP」として、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]の「更新実施型」を検討しているとのことですが、現在、どのような検討状況か。

**【町長答】**

中井町の水道事業は、その水源のすべてを町内の地下水により賄っており、良好な水質と全国的に見ても安価な料金により経営を維持しております

町では、今後予想される人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等を見据え、令和7年度に中長期的な基本計画である「中井町水道事業経営戦略」を改定し、将来にわたっての安定的な事業の継続を図っているところです

1点目については、水質検査において、法に基づく項目に加え、町独自の管理設定項目として農薬類の検査を実施することで、継続的に水の安全を確認しており、現状においては、良質な地下水を最低限の塩素消毒のみの処理としていることが、おいしい水道水の供給を可能としているところです。

また、町は、消費税率の変更によるものを除き、平成13年度以降、料金改定を行っておりませんが、塩素消毒以外には浄水のための施設が不要なことから給水にかかる経費が抑えられていることや、料金収入について、家事用に対し単価の高い業務用料金の割合が高くなっていることから、全国的に見ても安価な料金による黒字経営を実現しているところです。

2点目については、水道事業経営戦略におけるこの先10年間の財政計画においては令和10年度に21.9%、令和14年度に15.5%の料金改定をしたうえで、令和17年度に当年度純利益が3万円と辛うじての黒字となっており、令和18年度には料金改定が必要な見通しとなります。

なお、この見通しは、あくまで現時点での条件による試算であり、町としては、今後の社会情勢や、人口の動向、企業の進出状況等による水需要の変化などを注視しながら、定期的に計画を見直すことにより、水道事業としての経営を維持していくための適正な料金について、継続して検討してまいりたいと考えております。

3点目については、ウォーターPPPは、将来的に予想される技術職員の不足や、施設の更新需要の増大、人口減少による給水収益の減少等、様々な課題に対応するため、民間企業の技術やノウハウを活用して、維持管理や更新を効率的に行うことを目的とした官民連携事業であり、町では、上下水道一体の事業としての導入を検討しているところです。

現在、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]、更新実施型として、令和10年度の事業開始を目標に、国の補助金を活用し、令和8年度は導入可能性調査を実施し、可能性の可否を検討したうえで、令和9年度に公募資料の作成、業者の選定を予定しているところです。

## 7 林野火災警報・注意報の運用を問う 1番 曾我 尚人

今年4月より、足柄上地域において林野火災警報及び注意報制度が開始されました。近年、全国的にも乾燥や強風による山林火災が相次いでおり、防火体制強化の必要性は理解しております。

一方で、本制度は住民生活や地域行事、農作業等にも一定の影響を及ぼすことが想定されることから、その運用について伺います。

- 1 今回この制度を導入するに至った背景として、足柄上地域においてどのような火災リスクや課題認識があったのか。
- 2 林野火災警報及び注意報の発令・解除について、住民に対しどのような方法で周知を行うか。
- 3 注意報発令時には努力義務、警報発令時には火気使用制限等が生じるとのことですが、具体的にどのような行為が対象となり、住民生活・農作業・地域行事等にはどのような制限が想定されるのか。
- 4 制度開始にあたり、住民や自治会、農業従事者、各種団体等への事前説明や周知徹底はどのように行ってきたのか。

### 【町長答】

本制度は、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、一定の気象条件に足した場合、市町村長が林野火災警報または注意報を発令し、たき火などの「屋外における裸火（はだかび）で火の粉が飛散する行為」を制限することで、林野火災を予防することが目的となります。

なお、南足柄市及び足柄上郡5町は小田原市に消防事務を委託しておりますので、発令は小田原市長が行うこととなります。

1点目につきましては、本制度は林野火災を未然に防ぐことを目的として、総務省消防庁の主導により全国の市町村で導入された制度です。過去の山林火災の発生状況などを踏まえて、検討した結果、原因が、たき火等の人的要因によるものが多くなっていますので、より強化された防火体制の構築が必要と判断されたものです。足柄上地域においても枯れ草などの「たき火」から火災となるケースも見受けられ、火災の発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合でも被害を最小限に抑えるための啓発や対策が重要であるため、市町区域全域が対象区域になっています。

2点目につきましては、努力義務である注意報の発令は、SNSと町ホームページで行い、罰金又は拘留などの罰則が適用される警報の発令につきましては、SNSと町ホームページに加え、防災行政無線で周知いたします。昨年、中井町では防災行政無線の配信システムを新しくいたしました。防災行政無線の放送内容や防災情報がホームページや安全・安心メール、ラインなどのSNSにも配信され、多くの方に防災情報をお届けできるようになりました。これらを活用し、町民への周知を図ってまいります。

3点目につきましては、制限される行為は、屋外での火遊び又はたき火をしないこと。煙火（えんか）を消費しないこと。山林や原野における火入れなど、裸火で火の粉が飛散する行為は制限の対象となります。火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品であるバーベキュー台や七輪などは該当しませんが、農作物の残さや枯れ草の焼却、伝統行事や地域行事であっても制限の対象となります。

4点目につきましては、消防庁が林野火災警報及び注意報を創設したことから、令和8年1月から順次、市町村で運用が始まりましたが、中井町は消防事務を小田原市に委託していることから、小田原市火災予防条例に基づき運用されます。

運用開始に当たっては、条例改正が必要であったため、令和7年12月15日から令和8年1月13日の間に、小田原市は条例改正に対する意見募集を行っています。その後、本年3月に条例改正が成立し、4月1日から運用開始となったものです。この間、小田原市消防本部が防災部局や農林部局の関係機関と調整されていたと認識しています。

中井町においては、制度開始にあたり、チラシの配架やホームページの掲載に留まっておりますが、今後、広報紙を使った周知など、丁寧な情報提供に努め、制度の適切な運用に取り組んでまいります。